

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会

平成 31 年度事業計画書

施設運営の理念・基本方針

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会は、下記の基本理念及び基本方針を基に浅野社会復帰センター等の事業運営にあたっています。

《基本理念》

障がいがあっても一人の人間としての尊厳をもって住み慣れた地域で自立した生活ができるように、障がい者本人とその家族・地域の方々と協働して支援し続けます。また、地域の社会資源の一員として市民の方々の福祉の向上に努めます。

《基本方針》

- (1) 一人一人の個性や主体性を尊重し自己決定を基本とした支援を行う。
- (2) 障がい者が抱える問題をともに考え、解決を図る中で信頼関係を醸成し、自立意欲を育成する。
- (3) 家族や関係機関・地域住民との緊密な連携による総合的アプローチを行う。
- (4) 障がい者に対する社会の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報発信する。
- (5) 可能な限り情報開示して、事業運営の透明性を確保する。
- (6) 専門職として自己研鑽につとめる。

北九州市立浅野社会復帰センターの運営

1 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

障害者総合支援法が成立して6年が経過し、時代の変化とともに障害者福祉の内容も見直されており、平成30年4月の改正では、障がい者の重度化、高齢化への対応や医療的ケア児への支援、就労支援サービスの質の向上などの課題に対応した施策が実施されています。

平成30年度の法改正では、障害者雇用に関する制度にも改正が行われ、就労系のサービスにおける工賃の向上、就労している障がい者が安定して仕事が続けられるように、就労定着支援事業が制度化されました。

法改正に伴うサービス内容の変更を受けて、平成31年度は、利用者がより生産活動に意欲を感じることができるよう配慮するとともに、就職した後に安定して働き続けることができるような取り組みをしていきます。

(1) 利用者の増加(利用率の向上)、利便性の向上等への取り組み

精神科病院、クリニック、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、積極的に見学者を受け入れ、体験利用の機会を提供します。また、利用者からの意見・要望を事業内容に取り入れることで利用者満足度を高め、利用率の向上に努めます。

① 相談支援事業所及び区役所との連携

積極的に関係者協議を実施、相談支援事業所及び区役所と連携しながら、利用者支援を行います。また、相談支援事業所との連携を通じて、浅野社会復帰センターの実績、特性、利用対象者についての広報活動を行います。

② 特別支援学校、高等学校、大学への広報活動

特別支援学校、高等学校、大学等の学生支援室や就職課にパンフレット・広報誌を配布し、浅野社会復帰センターの実績、特性、利用対象者についての広報活動を行います。

③ 精神科病院等との交流

精神科病院のデイケア等で行われている就労を目指すグループと交流します。浅野社会復帰センターの見学会や交流会を企画し、地域の事業所の活動を体験する機会を提供します。

④ 各関係機関との関係の緊密化

利用者の支援に携わる各関係機関とは、利用開始時、実習・求職活動への移行期、就労前などの節目に経過・方針を共有しながら、ネットワークでの支援を行います。

また、各関係機関との日ごろからの関係づくりの一環として、地域の研修や勉強会への積極的な参加、大学・ゼミの同窓など専門職としてのネットワークの活用を強化します。

⑤ 地域の親の会・自助グループとの交流

ひきこもり者・精神障がい者・発達障がい者等の親の会・自助グループと交流し、社会資源として顔の見える関係性づくりを行います。

⑥ 開所日数の増加

土曜日、祝日に開所する機会を設け、訓練のみでなく利用者のニーズに沿った活動

等の実施に充てることで、利用率の向上に努めます。

⑦ 定期的な利用者ミーティング

毎月1回、利用者が参加するミーティングを開催し、浅野社会復帰センターの取り組みに対する意見や、要望等の聞き取りを行います。加えて、行事前などには適宜ミーティングを行い、活動内容に利用者の意見を反映できるように取り組みます。また、意見として挙げられた検討課題についての進捗状況・結果を利用者に報告します。

利用者ミーティングの内容は文書にまとめ、ミーティングに参加できなかった利用者の方も確認できるようにします。

⑧ アンケートの実施

浅野社会復帰センターを利用された方へアンケートを実施し、寄せられたご意見については、実現に向けて検討し、利用者の利便性の向上に努めます。

(2) 広報活動の取り組み

障害福祉サービスを必要としている方々に社会資源の情報提供を行うとともに、浅野社会復帰センターの取り組みについて周知を図ります。

① ホームページ

ホームページは適宜更新を行い、毎月発行している広報誌の掲載に加え、研修やイベントなどの案内を掲載し閲覧者の利便性に供します。また、法人の運営状況や、当該年度の収支決算報告書、現況報告書ほか公表すべき書類をホームページに掲載し、事業運営の透明性確保に努めます。

② 広報誌

広報誌を毎月1,000部程度発行し、市内のみならず県内・県外の福祉施設、行政、病院、相談支援事業所及び配布を希望する個人に配布します。また、効率的な情報発信のため、広報誌配布先・配布枚数を年1回見直します。

最新情報の共有及び連携強化のため、通院している利用者の多い病院や連携する機会の多い相談支援事業所等に対しては、広報誌を直接配布することにより、関係の強化に努めます。

③ パンフレット

来所者や市内外の福祉施設、行政、病院その他の関係機関などに配布し、広報活動に努めます。

法人の全体像の把握しやすさを優先した法人パンフレットや一事業所もしくは一事業を詳しく知ることのできる事業所パンフレットなど、複数のパンフレットを作成することにより、対象者のニーズに応じた情報発信を行います。

④ 地域での広報活動

障害福祉サービスを必要としている方への情報提供の機会を増やすため、精神障がい者の当事者グループや家族会のイベントに積極的に参加します。また、精神障がい者に対する地域社会の理解を深めるため、一般市民など幅広い方を対象にした講座を企画します。講座の企画に際しては必要に応じて、各関係機関、ピアサポーター等と連携し、市民のニーズにあった講座の実施に努めます。

(3) 利用者の家族支援の取り組み

利用者の家族への情報提供を行い、悩みや不安の軽減に努めます。また家族の孤立

を防ぐため、家族教室や個別面談への家族の参加を積極的に促し、利用者やその家族が安心した生活が送れるよう、家族支援に取り組みます。

① 家族教室

障がい者本人が就労に対しての具体的なイメージを持ち、また家族に対しても障がい者雇用が理解できるように、家族教室を年 6 回開催します。この家族教室では、障がい者を雇用している企業や、就労経験のある当事者やそのご家族から話を聞く機会を設けたり、医療・福祉両面から情報提供を行います。

また、この家族教室のうち一部を一般公開とし、市民の障がい者に対する理解を深める活動を行います。

② 個別面談

最低年 2 回の個別面談を実施し、面談を通じて家族の悩みや不安を伺い、不安軽減を図ります。また、より効果的な支援ができるよう面談を通じて本人の現状やその他の情報を共有します。

③ 継続的な家族支援

新規利用者の家族に家族教室の実施趣旨の説明をします。また、就職等で利用を終了する利用者の家族に対しても引き続き家族教室の参加を呼びかけ、浅野社会復帰センター利用終了後も顔の見える関係を継続します。なお、浅野社会復帰センター利用終了後の家族への案内送付等については、事前に書面にて説明を行います。

(4) 特徴ある取組み・重点的な取組み等について

浅野社会復帰センターでは、利用者がその適正に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現できるように運営を行ってきました。施設内作業においては、少しでも工賃の高い作業を取り入れることで利用者の工賃の向上を図ってきました。また、施設外作業を新たに取り入れることで一般就労をもっと身近にイメージできるような取組みも行いました。

平成 31 年度は、利用者が積極的に生産活動に取り組めるように企業等への実習先を増やすことや、就労継続支援 B 型の利用者が施設外作業へ積極的に参加できるような取組みを行っていきます。

また就労定着支援では利用者への個別支援を通じて、生活面の把握をするとともに企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行っていきます。

① 就労継続支援 B 型事業

平成 30 年度の取組みとしては、利用者が意欲的に参加できる生産活動(軽作業)による就労体験の提供、外出するきっかけや社会経験を積んだり、視野を広げるきっかけとなる機会や場所の提供を行ってまいりました。また、訓練内容においては適宜見直しを行い、軽作業や施設外就労のほかに、毎月 1 回は活動として、娯楽・余暇活動、園芸活動の時間を設けるとともに、体力づくりや健康増進を目的にウォーキングなどの軽スポーツ活動を行ってまいりました。

平成 31 年度では、昨年度の取組みに加え、生産活動(軽作業)については、企業からの作業を受託し、適宜、作業工程・効率の見直し等を実施し、工賃の維持・向上に努めると共に、プログラム活動や就労の機会(就労体験)、行事・イベントを通じて、利用

者の方に生活リズムを整えながら、利用者一人ひとりに適したライフスタイルを見つけるための土台づくりとなる支援を心がけるとともに、週に 1 回はパソコン練習を取り入れ、利用者の就労に向けたスキルアップを図ります。

重点目標

- 1 利用者が意欲的に取り組める生産活動(軽作業)を増やします。
- 2 利用者にとって、より社会経験を積める、より視野を広げる機会や場の提供を行います。

② 就労移行支援事業

平成 30 年 4 月の報酬改定により基本報酬単価に前年度の実績が反映されるようになり、安定した運営のために一定期間内に安定して就労者を輩出することがより重要になりました。これを受け、平成 31 年度の重点目標の一つに就労者数 11 名を位置づけます。

就労までに時間がかかる利用者の共通特徴として「仕事に関する希望やイメージが漠然としており、『利用者の希望に沿う』という受け身の姿勢ではなかなか実習につながりにくい」という問題がありました。そこで、「仕事というもの」のイメージづくりのために、原則として全員が参加する「最初の実習」の導入や、それに向けた最低限の就労に向けた心構えなど、実習導入の早期化・利用者 1 人当たりの実習回数増加を図ります。

また、実習・就労の早期化のためには、体調・特性・起こりうる事柄の把握等が必要になります。そのため、利用開始時、実習開始前、就職前などの節目節目の通院同行を改めて徹底するなど、医療機関と連携して就職する仕組みづくりを行います。

重点目標

- 1 一般企業への就職者数 11 名を目標に取り組みます。
- 2 利用者 1 人当たりの実習回数の増加・実習導入の早期化を図ります。
- 3 節目節目の通院同行を徹底します。

③ 就労定着支援事業

平成 30 年 10 月より就労定着支援事業を開始したところ、早々に 5 名の登録が行われるなど、定着支援に対するニーズの高さが確認されました。

浅野社会復帰センターでは、就労定着支援事業創設以前から、就労後の利用者の充実した職業生活支援を重視しており、定期的な OB・OG 会、就労移行支援事業利用者との交流会などにより、近況報告・情報交換・初心の想いだし等の機会を提供してきました。

平成 31 年度は、個別支援に加えて、従来の就労移行支援事業での取り組みと統合しながら、OB・OG が充実した職業生活を送るための形づくりを行います。

重点目標

- 1 6 回以上 OB・OG 会を実施します。
- 2 年数回 OB・OG と就労移行支援事業利用者との交流会を実施します。

2 利用者満足度の向上等の取り組み

利用者本位の支援という基本方針に則り、利用者 と 支援者が対等なパートナーとして共通の目標に向かう支援の形をつくるため、以下の取り組みを行います。

(1) 利用者の意見(要望)の把握、それらを反映する取り組み

① 定期的な利用者ミーティングの実施

平成 30 年度は利用者の要望や意見を積極的に取り入ながら就労移行・就労継続支援 B 型それぞれで毎月 1 回以上の利用者ミーティングを実施しました。平成 31 年度は就労移行支援事業、就労継続支援 B 型事業の合同のミーティングを 2 ヶ月に 1 回以上実施します。利用者ミーティングは全員参加が原則ですが、実習等により参加が出来ない利用者への配慮として、書面によって意見の聞き取りを行います。

実施した利用者ミーティングの内容については、記録の作成及び掲示板への掲示を行います。過去の記録については、利用者休憩スペースにファイルを置き、閲覧できるようにします。

② 意見箱の設置

匿名性の保証、及び口頭での意思表示が困難な方への配慮として、施設内 2 ヶ所に「意見箱」を設置し、文書投函による意見(要望)表明を受け付けています。意見箱に投函された意見は毎月開封し、その月の利用者ミーティングにて内容を発表して浅野社会復帰センターの回答を告知した後、その内容について掲示します。利用者全体の意見を把握してから回答する必要がある意見については、利用者ミーティングの場にて利用者の意見を聞いた上で、職員が改めて検討をします。

③ 利用者アンケートの実施

年 1 回全利用者を対象にアンケート調査を行い、利用者の現状及び各プログラムへの満足度・意見・要望等を聴取し、平成 31 年度の総括及び平成 32 年度の事業計画に役立てます。アンケート内容については、利用者サービス向上委員会を中心に、平成 30 年度アンケートをベースとして、平成 30 年度重点的に行った取り組み、重要課題等を加味しながら、精査のうえ作成します。

重点目標

- 1 毎月 1 回利用者ミーティングを行い、利用者の意見・要望を積極的に取り入れます。
- 2 年 1 回アンケートを実施します。利用者満足度の数値目標を 86%とします。
- 3 意見箱に寄せられた意見・要望やアンケート結果について検討し、利用者の希望に沿ったプログラムを導入します。

(2) 苦情等への対応

苦情等に対しては、「浅野社会復帰センター福祉サービス苦情解決実施要綱」に基づき対応します。具体的には、職員の中から苦情受付担当者を指名し、その職員が苦情解決にあたるとともに、利用者の意向を確認しながら、必要に応じて苦情解決責任者や予め決められた第三者委員による解決を図ります。

なお、これらの一連の体制については、常に利用者の目の届く場所に掲示します。

(3) 利用者や家族への必要な情報の提供

事業所の透明性を確保し、また、地域の社会資源としての責任を果たすため、以下の取り組みを行います。

① 利用者への情報提供

毎日の訓練前・訓練後のミーティング時に必要な情報提供を行います。また、利用者ミーティングを使って必要な情報を提供するとともに意見の聞き取りを行います。

② 家族への情報提供

家族への情報提供は家族教室を中心に行います。家族教室は事前にアンケートを実施し、家族のニーズに合わせた意義のある内容とし、外部講師や OG・OB を招聘し、障がい者雇用に関する情報提供の他に、障がいや病気についての学習機会の提供を行います。また個別面談により家族の要望を聴取し、利用者の様子や状況についての意見交換を行い、今後の方針について話し合います。家族教室の対象者は、利用者の家族及び OB・OG の家族、さらに浅野社会復帰センターの利用を検討している家族とします。

③ 地域への情報発信

インターネットを活用したホームページにより情報の発信を行います。また、事業パンフレットや毎月発行する広報誌「あさのだより」を施設内(作業場、ひこうき雲)に設置、市内外の福祉施設、行政、病院その他関係機関に依頼し、地域の方への情報提供に役立てます。その他、商業施設等にチラシやパンフレットを配置し、広く当事業所の情報発信を行います。

重点目標

- 1 毎月 1 回以上利用者ミーティングとグループディスカッションを行います。
- 2 家族への情報提供と障がいの理解を深めるため、家族教室を年 6 回以上行います。
- 3 利用者及びその家族が希望する生活を把握するため、定期的に家族と個別面談を実施します。
- 4 家族教室の対象を、利用者の家族から、利用者の家族及び OB・OG の家族、浅野社会復帰センターの利用を検討している家族に拡大します。
- 5 毎月 1 回広報誌を発行し、施設の情報を発信します。

(4) 利用者の社会参加や生きがいづくり等の取り組み

障がい者に対する社会の理解を深めて地域生活を送りやすい環境をつくるため、また利用者の地域生活をより充実したものにするために、利用者が地域社会の様々な方と交流できる機会を設けます。

① 地域参加

東浅野町内会の一員として地域行事へ参加します。障がいの理解を促進する一環として、毎月 1 回小倉駅周辺で行われる街美化活動及び年 3 回実施されているクリーンアップ大作戦(街美化活動拡大版)に職員・利用者ともに参加し、地域の美化運動を行います。また、毎月 3 回浅野緑地公園やミクニワールドスタジアム界隈の歩道の清掃を行うとともに、年 1 回町内会の清掃に参加し、地域参加、地域貢献を行います。

② 行事の実施

余暇の充実、利用者同士または職員との交流を促進するため、バスハイクや季節行事などを行います。

③ スポーツ活動の実施

心身の健康増進、利用者・職員間、他の事業所との交流を促進するため、スポーツ活動を行います。また、多くの利用者が参加しやすいように、ウォーキングや卓球などの軽運動を企画し、利用者に応じた体力づくりや健康増進を図ります。

重点目標

- 1 東浅野町内会の一員として、街の美化活動に毎月 1 回以上参加します。
- 2 年 2 回以上、季節行事やバスハイクなどの活動を行います。
- 3 障害者スポーツセンターへ定期利用申請をし、毎月 2 回以上スポーツ活動を行います。
- 4 多くの利用者が参加しやすいウォーキングなどの軽運動を実施し、利用者の健康維持、増進を図ります。

3 経費の低減などの取り組み

平成 31 年度は消費税増税の年となるため、運営に係る事業費は、利用者に対する福祉サービスの質を落とさず、事務費や光熱費を中心に経費の節減に努めます。また、職員の人件費も大きな経費と考え、業務改善による経費低減に取り組んでいきます。

(1) 業務改善の取り組み

業務改善は広義での「コスト削減」と捉え、目に見える物だけでなく、無駄な仕事を減らし、効率よく業務に取り組むためには、まずは時間や経費、職員の業務量など、様々な面において問題点を抽出し、把握することから始めます。そのために、既存の委員会をベースに「業務改善(働き方改革)委員会」を試験的に設置し、平成 31 年度は法人内事業所間の様式やルールの一貫に伴うマニュアル作成に取り組めます。

(2) 事務費の節減への取り組み

就労支援事業は利用者の就職や体調による欠席等で収入が安定しないため、その時の収入と対比した適正な経費支出を把握し、見直す機会を設け節減に努めます。

また業務で使用するパソコンの OS が古くなり、処理速度が低下したため、パソコン機器の入れ替えを検討します。業務で使用する記録や提出書類のほとんどはパソコンを利用して作成することから、パソコンを入れ替えることで、職員の業務効率化を図ります。

なお、リース満了物件の契約に関しては、再リース若しくは新規リース契約の案を出し、物件(機器)のスペック及び費用を検討した上で契約を行います。

(3) 車輻費の節減への取り組み

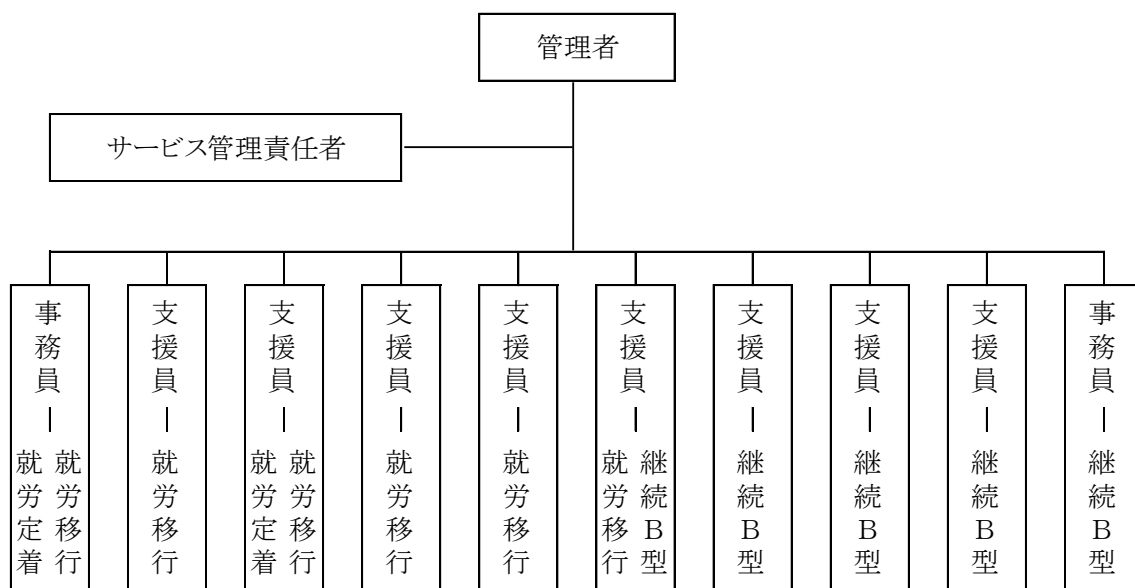
就労定着支援事業における企業訪問や、就労支援事業の施設外支援・作業が増えてきたため、スケジュールボードを用いて時間管理を行い、行く先によっては乗り合わせや公共交通機関を利用し、公用車を効率良く使用します。また、安価なガソリンスタンドの情報を共有することで、車輻費(ガソリン代)を節減します。併せて近隣への外出は自転車を使用することを促します。

4 管理運営体制

(1) 組織体制

浅野社会復帰センターでは、従来から就労移行支援事業(定員 15 名)及び就労継続支援 B 型事業(定員 20 名)を行っていましたが、平成 30 年 10 月より新たに、就労定着支援事業を開始しています。管理者 1 名、サービス管理責任者 1 名、就労移行支援事業に従事する支援員 4 名、就労継続支援 B 型に従事する支援員 3 名、就労定着支援事業 1 名、事務員 2 名を配置しています。

《施設の管理責任者、管理体制について》



(2) 人員配置計画

管理者(センター長) 1名

サービス管理責任者 1名(就労移行支援及び就労継続支援 B 型事業、就労定着支援事業兼務)

(就労移行支援事業)

就労支援員 1名

職業指導員 2名(就労定着支援事業と兼務)

生活支援員 2名(就労継続支援 B 型事業と兼務)

(就労継続支援 B 型事業)

職業指導員 2名

生活支援員 2名(就労移行支援事業と兼務)

(就労定着支援事業)

就労定着支援員 1名(就労移行支援事業と兼務)

事務員 2名(就労移行支援及び就労継続支援 B 型事業、就労定着支援事業兼務)

浅野社会復帰センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士といった福祉専門職員を配置し、利用者の方により専門的な支援を提供しています。平成 30 年 10 月より就労定着支援事業も開始し、一般就労した利用者が長く働き続けるように職場定着支援にも力を注いでいきます。

(3) 職員の資質・能力向上等の取り組み(職員の資質・能力の向上に対する考え方)

福祉サービスは専門知識、技術が必要とされる対人援助サービスであり、職員一人ひとりの能力や資質がサービスの質にそのまま反映されます。今後、増々多様化、複雑化する福祉に対するニーズへの対応、質の高いサービスを実践していくためには、人材育成は欠かせないものです。人材を法人にとっての宝、人「財」として捉え、職員の育成、資質、能力向上を重視しており、職員に研修への積極的な参加を促すほか、研修委員会が

職員研修開催後にアンケート調査を行い、ニーズの調査、把握をして、新たな法人内研修の企画や実施、「ビジネスマナー研修」等の専門研修に関する研修情報の提供を行います。

(4) 平成 31 年度の職員研修

① 階層別職員研修

ア 新任職員研修(新規採用職員がいる場合実施)

- ・ オリエンテーション
- ・ 法人の定款・規則の説明
- ・ 記録の付け方
- ・ 組織(人)について
- ・ 仕事と労働の違い
- ・ 仕事の効果的な進め方について
- ・ マナーの基本
- ・ 職場のチームワーク「タングラム」
- ・ 職場のコミュニケーション
- ・ 職場の対人関係について
- ・ フォローアップ研修

イ 中堅職員研修(入職 3～5 年の職員対象)

- ・ チームリーダーキャリアアップ研修
- ・ 職場内指導者養成研修
- ・ コーチング研修
- ・ 業務目標設定・管理・達成研修

② 基礎研修(職場内研修)

ア 人権研修

イ 接遇研修

ウ ストレスマネジメント研修

エ 個人情報保護研修

オ 虐待防止研修

③ 精神保健福祉センター主催研修

ア 基礎研修

精神保健福祉分野の疾患、精神障がい者支援に関わる制度や施策など基礎知識を学びます。

イ 課題別研修

精神保健福祉分野の専門知識を深めて支援技術の向上を図ります。

④ 対象事業別(専門)研修

ア 全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク主催研修

全国の精神保健福祉事業関係団体との連携を深め、精神保健福祉の充実・促進を目指した調査研究や制度政策の動向などを学びます。

イ SPIS 全国研修

精神障がい者の雇用を支援する「就労定着支援システム SPIS」は、職場での気分

や体調、仕事や他の人との関わりを毎日チェックする日報システムであり、チェックした内容はグラフで表示されます。個人を理解して、長く働いていくための支援を学びます。

ウ 関係機関主催研修

障害者職業センター、障害者しごとサポートセンター、障害者基幹相談支援センター等が主催する研修会に参加して関係機関との連携を深め、精神障がい者支援に関わる制度や施策、障がいのある方が安心して地域生活を送るための取り組みなどを学びます。

⑤ その他

ア 各種課題別研修

全職員を対象としてテーマを決めて障がい者福祉に関する学習会を行って知識を深めることを目的としています。

イ 地域移行支援事業に関する講演会

相談支援事業の職員だけでなく、精神科病院の精神保健福祉士・看護師、地域の相談支援事業所の職員も対象としており、幅広く研修の参加を呼びかけます。

ウ 指定管理者研修

指定管理業務が円滑かつ効果的に遂行できるように、指定管理業務に従事する職員が参加します。

(5) 地域交流、地域連携・貢献等の取り組み

地域の行事に積極的に参加していくとともに、広報誌の町内への回覧をお願いしています。平成 31 年度も地域との交流をより深めていきたいと考えています。

① 地域の行事への参加

ア 街美化活動

毎月1回小倉駅周辺の街美化及びクリーンアップ大作戦(街美化活動拡大版)に職員、利用者ともに参加し、地域の美化活動の一翼を担います。

イ 広報誌の配布

広報誌「あさのだより」を毎月1回発行するとともに、町内会長を通じて町内に回覧します。

ウ 浅野緑地公園の清掃

北九州市公園愛護会に登録し、毎月3回の清掃を実施します。

エ 道路清掃

北九州市道路サポーター制度に登録し、ミニワールドスタジアム界隈の歩道を毎月3回の清掃を実施します。

オ 東浅野町内会一斉清掃への参加

東浅野町内会の一員として、10月第1日曜日に実施される町内会一斉清掃に参加します。

② 社会福祉実習生、ボランティア等の受け入れ

浅野社会復帰センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、看護師等次の世代を担う医療、福祉の人材を育成するため、積極的に実習生を受け入れます。実習に際しては、実習開始前にオリエンテーションを実施し、施設の概要の説明、見学

を行った上で実習計画の確認を行います。実習中は担当者との振り返りを通して学びを深めていく環境を作り、実習終了時には実習生、担当者にて実習で学んだことを評価します。

また、高校生や大学生のボランティアの受け入れを行い、障がい者への理解を深めるための実践を行います。

5 平等利用、安全対策、危機管理体制等について

(1) 個人情報保護のための対策等

個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱います。

① 遵守に対する職員への周知

職員に対しては、年1回の個人情報保護に関する研修会の参加を義務づけます。また、倫理綱領・職員行動規範で個人情報の取り扱い、漏洩に関して厳しく規制します。

② 具体的な個人情報保護への対策

ア 個人情報の施設外持ち出しを禁止します。

イ 個人情報を記載した各種書類や個人情報の入ったパソコン・USBなどの電子媒体は必ず鍵のかかるキャビネット等に保管します。

ウ その他個人情報についての外部等からの照会に対しては自分で判断をせずに上司の指示を仰ぐよう指導します。

エ 個人情報が漏洩した場合は速やかに上司の指示を仰ぎ自己のみで判断をしないように指導周知をします。

③ その他の対応

ア 利用者の写真掲示や広報誌への掲載について、本人の同意なく第三者への開示、提供は行いません。

イ 施設見学者についても、事前に利用者の同意を得ます。また、見学者の来所前に利用者への情報周知を行います。

ウ 施設利用契約書において取得した個人情報は制限列挙的に利用目的を記載し、その目的以外には使用しない事を明記します。

重点目標

1 年に1回個人情報保護の有益性に配慮しつつ個人の権利利益保護のための研修に取り組みます。

(2) 人権尊重、身体拘束及び体罰等の防止

利用者の人権尊重を第一とし、身体拘束及び体罰等、人権侵害に当たる行為を一切行いません。

① 人権尊重の取り組み

ア 法人の基本理念、基本方針や、職員倫理綱領及び職員行動規範を、施設内に掲示するとともに、職員会議など機会ある毎に学習します。

イ 毎年必ず職員研修において、外部講師等による人権研修を実施します。または、外部研修に参加した職員による伝達研修を行います。

② 虐待防止研修

ア 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 24 年 10 月 1 日施行)において、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することをうたっており、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより権利利益の擁護に資することとされています。法は、国や地方公共団体、障がい者施設従事者等、また使用者に対しても虐待防止のための責務が課されています。当法人においても虐待を未然に防ぐため、さらに法の趣旨を具現化するため広報、啓発活動を行うとともに、職員への教育を行います。さらに理解を深めるために継続的な職員研修を行います。

イ 利用者に対する虐待防止を図るため、虐待防止委員会を年 2 回開催します。

重点目標

- 1 年 1 回職員研修において、外部講師等による人権研修を実施して職員の人権意識の向上を図ります。
- 2 定期的に虐待防止委員会を開催し、利用者の虐待防止に努めます。
- 3 年 1 回研修委員会と虐待防止委員会合同で、職員を対象にした虐待防止に関する研修会を開催します。

(3) 日常の事故防止や安全対策等の取り組み ※衛生管理・感染症対策等含む

利用者の安全を確保し、被害を最小限に止めることを意識して、日常の事故防止や安全対策等の充実を図ります。

危機管理体制について危機管理委員会を中心に危機管理体制の充実を図り、迅速な応急対応が図れるよう毎月担当者が建物の点検を実施し、危険と思われる箇所については早急に修理・補修等を行い、必要に応じて市障害者支援課と協議し対処します。また、職員研修においても「ヒヤリハット」や安全対策マニュアルさらにはリスクマネジメントなども取り入れて実施します。

重点目標

- 1 ヒヤリハット事例が発生した場合、各事業所においてヒヤリハット報告書を作成し、事例を元に職員で検討して安全対策を行います。
- 2 季節性ウイルスの流行が懸念される場合には全利用者に症状や予防方法、対処方法を掲載した案内を掲示及び講座等予防の対策の周知を図ります。

(4) 日常の防犯、防災対策や、不審者対策、非常災害時の危機管理体制(対応)

利用者の安全を確保し、被害を最小限に止めることを意識して、日常の防犯、防災対策、非常災害時の危機管理体制の整備を図ります。

① 事故発生時の対応

ア 利用者対応

事故発生時には直ちに上司や関係職員に報告するとともに、職員による応急処置を実施し、事故にあった利用者を医療機関に搬送し治療を行う等、利用者の立場に立った、迅速かつ適切な対応を行います。

イ 家族対応

利用者のご家族の方に対しては、事故発生後直ちに電話連絡等を行い、発生状

況及びけがの状態を報告し理解を図ります。

ウ 防災対策

防火対策施設で、自衛消防隊を組織し、火災訓練や、地震対応訓練などを年 3 回実施しその内、1 回は小倉北消防署の協力を得て実施します。

エ 風水害対策

地震や津波又は風水害の発生を想定し、各 1 回ずつの避難訓練を実施します。利用者と共に避難経路を確認しながら、小倉中央市民センターまで移動します。

オ 不審者対策

事件・事故対応マニュアルを各事業所に配布し、緊急の際にも落ち着いて対応が出来るように対策の周知徹底を行うとともに、年 1 回、小倉北警察署生活安全課の指導の下、不審者対策訓練を実施します。

② 非常災害時の危機管理体制

「職員緊急連絡網」を整備し、災害等の人員動員体制についても第 1 段階から第 3 段階まで状況に応じた動員を計画します。利用者の生命・身体・財産の保護に努める他、施設の建物や設備などを保守する体制も整備します。さらに、事故や災害発生時の第一報が確実に連絡できるように、事務室に障害者支援課をはじめ関係機関の連絡先を掲示し、常時、職員への周知徹底も図ります。

重点目標

- 1 立地上、非常災害のなかでも洪水対策、地震・津波対策を強化するよう体制の整備をします。

6 相談支援事業の運営

相談支援事業所あさのでは、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)、計画相談支援、障害児相談支援の事業を運営しています。今後も、主に精神に障がいのある方が地域で自分らしく安心して暮らせるよう、総合的にサポートします。

また、委託事業であるピアサポーターの養成及びピアサポート活動を積極的に推し進めることで障害福祉を支える人材となり、北九州市障害者計画の基本理念である共生のまちづくりの一翼を担います。

(1) 地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援

指定一般・特定相談支援事業所として、利用者が希望する暮らしを実現できるよう共に考え、安心して地域生活を送るための支援を継続します。平成 31 年度も精神科病院に長期入院されている方に対し、地域移行支援や地域定着支援を通じ利用者との信頼関係の構築を経て、関係機関との連携強化となるよう地域相談の拡充を図っていきます。

また、ロールモデルとしてのピアサポーターの存在が精神に障がいのある方の希望となるよう、個別支援においての出会いの機会を提供します。

また継続して、教育機関や各関係期間からの基本相談を通じ、障がいのある児童やその保護者に対し適切な社会資源を紹介することにより、ライフステージに合わせたサービス等利用計画の作成を心掛けます。

(2) 精神障害者の地域移行支援事業

① 障害者自立支援協議会への参加

精神に障がいのある方の相談支援が円滑に行われるよう地域関係者とのネットワークの構築を図るため、定例支援会議や委託相談支援事業所実務担当者会議、指定相談支援事業者等連絡会議に参加します。自立支援協議会の中で、相談援助技術の向上及びピアサポート活動に対する情報発信を行なっています。

② ピアサポーターの養成・活動

平成 22 年度より、ピアサポーターの養成を開始し病院との交流会や区役所で開催される家族教室、精神保健福祉業務に関わる新任者を対象とした研修会等で講演活動を行って参りました。北九州市障害者計画の基本理念である共生のまちづくりに障害福祉を支える人材として協力できるよう、今後も定期的にピアサポーターフォローアップ講座を開催しピアサポーター自身の資質向上を図っていきます。さらに、地域相談支援対象者に個別支援を実施し、ピアサポーターの役割の拡大を目指します。

③ 北九州市精神保健医療福祉連絡会議の運営

精神に障がいがある方が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に則して充実した生活を送ることが出来るよう関係機関の連携のもと、医療、福祉等の支援を行い、入院患者の減少及び地域生活への移行やその生活を継続するための支援を「北九州市精神保健医療福祉連絡会議」を通して推進します。

(3) 精神障害等による入院患者の社会復帰事業

北九州市から受託された「精神障害等による入院患者の社会復帰事業」では、2名の職員を各区役所保護課に派遣し実施いたします。

平成 22 年 4 月から、本庁及び各区福祉事務所保護課に「医療・介護扶助適正化係長」が配置され、派遣した職員は各区保護課において担当係長と協力して事業を推進いたします。

長期入院患者名簿等により事業対象者を抽出し、対象者を担当するケースワーカー及び嘱託医と協議を行います。事業対象者を選定し、ケースワーカーとともに当該医療機関を訪問し、主治医ならびに入院患者本人と面談し、退院可能なケースと認められた者に対し、退院時期、退院後の住まい、ご本人の希望等を確認し、個別に退院支援を行います。

また、事業対象者の台帳及び記録の整備、進行管理を行い、常に医療・介護扶助適正化係長に報告、連絡、相談を行い、もって長期入院患者の社会復帰（退院）を支援します。

7 地域活動支援センター(ひこうき雲)の運営

精神障がいのある方々は日中の居場所を求めるニーズも多く、「出会い」「集い」「憩い」の場の提供などを実施し、支援するために、以下の活動を行います。

(1) 交流、憩いの場の提供

地域で活動する障がい者の方々が、好きな時に気軽に立ち寄れる、くつろげる場、仲間づくりの場を提供します。

(2) 活動を通じて障がい者の自主性、積極性が生かされる場の提供

平成 30 年度から「自炊の会」は、名称を「夕食会」に変更し、より気軽に利用できるよう

に時間帯を13時30分から16時30分に、回数も月に1回から2回に変更しました。また、利用者の要望を取り入れたメニューにすることで、テーブルを囲みながら家庭的な雰囲気づくりを心がけます。

また、茶話会で翌月の行事や利用に関する意見交換を行い、コミュニケーションを学ぶ場として活用していきます。

(3) 地域交流と社会参加

精神障がい者の社会参加を支援するために、地域への奉仕として現在参加している小倉駅周辺の街美化活動のほかに、東浅野町内会の一員として清掃活動に参加し、地域や社会との繋がりを感じられる活動を行います。

(4) その他の取り組み

「まわし読み新聞」を実施して、社会問題や時事、障害福祉サービスに関する情報を提供します。

8 あさのホーム(共同生活援助事業)の運営

親元から離れ単身で生活を目指す方、医療機関や障害者支援施設から地域移行を目指す方など、各々が抱える問題は多種多様なものがあります。それらの問題を克服して自立を目指すよう、グループホームの役割として地域で安定した生活を送るための第一歩となるように考え、必要に応じた支援を行います。

あさのホームのプログラムであるスキルアップ活動を通して、買い物や調理活動、部屋の清掃等の単身生活に必要なスキルが身に付くよう支援します。また、必要に応じて服薬の管理や金銭管理の方法を一緒に考え、個別の対応を行います。

平成31年度より当あさのホームでは、初めての試みとなる触法障がい者の受入れを始めることになりました。研修等により職員の能力や技術の向上を図りながら、より一層、当該者に対する手厚い支援が実施できるように努めます。

入居者の話に耳を傾けることを大切にして、ちょっとした心の揺れに対応できるよう、きめ細やかな支援を心がけていきます。また、医療関係者や障害福祉サービス提供事業者との連携を密にし、サービスの質の確保、向上を図っていきます。

9 精神障害者小規模作業所巡回指導事業の運営

「北九州市精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業実施要項」に基づき、北九州市より当法人が受託している事業を平成31年度も実施します。

小規模作業所(4か所)、地域活動支援センター(5か所)、就労継続支援B型事業所(3か所)、就労継続支援A型事業所(1か所)の計13か所の巡回を行います。その中で、小規模作業所が新事業形態への移行を検討されることもあり、運営側のニーズを聴き取り引き続き、巡回指導の中で適宜情報提供や助言を行います。

また、人数の確保、運営側職員の高齢化、相談支援事業所との連携等事業所の運営で課題となっていることを作業所職員と考えながらより良い事業所になるように支援を行います。事業所に通所される方が自立した生活を送ることができるように利用者の声に耳を傾け、求

められているニーズを引き出し、そのための支援も作業所職員と共に考えます。今後も小規模作業所や地域活動支援センター等が精神障がい者にとって地域生活の定着の場として円滑に営まれるように継続して巡回、支援を行います。

10 社会福祉事業従事者等の研修事業の運営

平成 30 年度は、講師派遣を中心に法人・施設への個人人財育成支援やリーダー養成第七期北九州塾などの事業を展開しました。

また、法人内では、新規採用職員研修への講師対応を行いました。

平成 31 年度は平成 30 年度の実績と反省を踏まえて、研修事業の三本柱「①講師派遣、②個別支援、③リーダー養成の「北九州塾」を中心に、お客様のニーズに沿った研修の提供を行っていきます。

具体的には、以下の内容で取り組んでいきます。

- ① 講師派遣「民間企業、地方自治体、福祉団体」
- ② リーダー養成の第八期北九州塾の開講
- ③ 顧問契約に基づく人財育成の支援
- ④ 人財育成に関するコンサルティング

11 ジョブサポートセンター黒崎就労移行支援事業の運営

平成 31 年度のジョブサポートセンター黒崎(就労移行支援事業)は、平成 30 年度のテーマ「繋がろう、関わろう、楽しもう、リアルな体験。」に「知ろう。」という要素を加えた支援を行います。テーマについて学ぶことで、利用者の方々がエンパワメントを高め、働くことで自己実現ができるよう支援を行います。

(1) プログラムの内容

レクリエーション要素を含んだ親しみやすいプログラムを行う事で、自然と他者との繋がる環境を作ります。

他者や社会と関わる機会を増やし、人や物事の多様性、自身の個別性に気づきを促すことで一般常識やマナーを身に付けていきます。

純粋に楽しむ機会の提供を行い、人と楽しむ経験を積むことで、就職後に充実した余暇活動が行えるようにします。

本物の仕事・人・環境を経験することで、能力、体力、自信、モチベーションの向上を図るとともに、自己理解を促進しマッチングの際に高い効果が発揮できるようにします。

障がいを含めた特性を知ること、得意なことを伸ばし、苦手なことを補うことにより生活の不安定さの軽減を目指します。

(2) 就労定着支援

就労定着支援に関しては就労定着率が 80%以上を継続するよう、余暇活動を含めた支援を行います。

(3) 利用者の確保

平成 31 年度は、1 日平均利用者 16 名以上を目標にします。新たなパンフレットを作成し、一般企業にも広報し、主に工場系企業において休職されている方のリワーク等の利用者の増加を図ります。

12 ジョブサポートセンター八幡就労移行支援事業の運営

就労移行支援事業の利用者は、若年齢層(10代～20代)の方が多く、就労経験が少ない方や自身の障がい理解が進んでいない方も多数いるため、個別訓練の時間は確保しつつ、基本的なマナーを学ぶ機会や、他者との交流の機会を増やします。また、利用者層の変化に合わせて、訓練プログラムの内容をより個別的な支援になるように見直します。併せて、施設内訓練と職場体験実習のサイクルを重視し、平成30年度と同様に職場体験実習先の開拓に力を入れます。

(1) 施設内訓練の見直し

① グループワーク

グループワークを週2回実施し、主な内容を「就職活動の基礎知識」「障がい理解・自己理解」「ソーシャルスキルトレーニング」の3種類とし、利用者のニーズに合わせて選択出来るようにします。また、参加人数が多いと十分な意見交換が出来ない等の意見が寄せられたため、参加者が多い時は、他のプログラムを併用するなどの工夫を行います。

② 社会性の向上

他者との接し方や服装の選び方、生活リズム等に課題が見られる利用者のために、平成30年度に続き下記内容を実施します。

ア 訓練室に経済新聞を置き、社会情勢や企業の考え方について学ぶ機会を提供します。

イ 外部講師を招いて整容面についての講座を実施します。

ウ OB・OGとの交流会を実施し、経験談を聞く場を提供します。

エ レクリエーション活動としてのバーベキューや忘年会を実施し、楽しみながら他者と触れ合う機会を設けます。

オ 施設周辺のウォーキングや障害者スポーツセンターを利用したスポーツ活動を実施し、体力強化を図ります。

(2) 職場体験実習先の開拓

就職先として事務職を希望される利用者が多い一方、障がい特性に応じた環境設定は人により様々です。事務職での職場体験実習先を確保するとともに、その他の職場での実習が行えるように、実習先の確保に努めます。また、実習先では社会人としてのマナーが身につくように、厳格な指導が行われるように努めます。

(3) 就労定着支援事業

平成30年10月から就労定着支援事業を開始し、平成31年2月には、14名のOB・OGの方が登録しています。平成31年度も、15名の登録を維持するとともに、就労定着支援事業の目途である、「就職後3年6ヶ月までの職場定着」を一つの目標として、支援に取り組めます。

また、職場定着の支援として、就業後の時間の過ごし方も意識し、OB・OG会の実施等、レクリエーション活動も取り入れます。

(4) 働きやすい職場づくり

職員がやりがいを持って働き、自身の能力を十分に発揮できるよう役割分担を行います。役割分担にあたっては各職員の業務量を明確にし、偏りが無いよう配分することで時

間外勤務が発生しない体制を作ります。また、研修や勉強の機会に積極的に参加、それを職員間で共有し、職員全体で研鑽に努めます。

13 ジョブサポートセンター八幡自立訓練事業の運営

自立訓練事業には、過去にひきこもり状態だった利用者が多く在籍しており、実社会を経験し、ソーシャルスキル・生活スキルを高めていく取り組みが必要です。また、利用者だけでなく、ご家族にも支援が必要な方がいらっしゃるため、自立訓練事業では下記の重点目標を設定します。

(1) コミュニケーション訓練の提供

ソーシャルスキルには対人関係の構築や維持が含まれます。対人関係の第一歩は挨拶であると考え、朝礼時に挨拶唱和を行い、声を出す事に慣れると共に挨拶の習慣化を目指します。さらに、訓練プログラムの中で、他者とのコミュニケーションが必要な場面を設定したグループワークを行い、場面に応じた言葉遣いや話す態度、聞き方を学ぶ機会を設けます。その他、アサーティブな表現方法や感情のコントロールについてもテーマとして取り上げます。

自立訓練事業所を「小さな社会」と捉え、訓練で学んだ事を利用者同士の関わりで実践し、日常生活への汎化を促します。

(2) 生活スキル向上に向けた取り組み

自身の生活状況を振り返る機会を設け、利用者自身が望む生活に近づいていくように、生活スキルの大切さや自己管理のために必要な知識を伝えていきます。具体的には、健康管理、時間の管理、場面に応じた服装の選び方や清潔な身だしなみ、食生活・調理方法などを取り上げた勉強会やグループワーク、調理活動等を行います。

(3) 企業見学や他事業所見学の実施

自立訓練からの進路が具体的にイメージできるよう、一般企業、A型事業所、B型事業所への見学会を実施します。なお、一般企業については、利用者の意向を反映できるように努めるとともに、障がい者を雇用している企業を対象とします。

(4) 訪問支援の実施

ひきこもり状態となり、自宅から出る事が困難で、事業所まで通所することができない方に対して訪問支援を行います。訪問時は利用者との関係作りを重視し、軽運動や室内遊戯等、利用者が参加しやすい活動を提案し、共に取り組む事で関係作りに努めます。関係性が出来ると共に、徐々に事業所への通所を促していきます。

(5) 家族支援の実施

利用者の家族にも支援ニーズが存在します。利用者には生じている課題は周囲との関係性の中で生じており、中でもご家族が最も身近な存在である事から、お互いに影響を及ぼし合う傾向が高いです。両者が双方に良い影響を与え合う関係になる事で、課題解決につながると思います。

家族支援の手段としては、社会資源や障がい特性についての情報提供と理解促進、支援会議への参加依頼、家族教室の実施及び個別面談による相談・助言を行います。